

議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成29年9月14日（木） ※本会議休憩中	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員 柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	榎本町長、長戸総務課長、鈴木議会事務局長	
開 会	15時05分	
記 録 者	議会事務局書記 前田あずさ	
審 査 事 項	急きょの委員会で日程表なし	
審 査 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	<p>*起立、礼 急きょ本会議中に、休憩を取っていただいた。 決算審査に対する杉村議員の質疑について、議運を開かせていただいた。よろしくお願ひしたい。</p>
	船木議長	<p>杉村議員の質疑で、議員の皆さんもいろいろ言われる。質疑になっていないということもあったし、杉村議員は、答弁になっていないという発言もあったし、このままだと混乱を来すので、議運を開いて何とか善処したいと思つてのことだ。 質疑までに、杉村議員から局長にいろいろ申し出があり、そういう経過を局長から話してもらつて、1つの方向を見つけて、本会議の質疑を継続していきたい。</p>
	柳副議長	<p>議長の言われることは分かるが、質疑にもう入つてしまつている。 一番大事なのは、田中克美議員の言われたことだ。要は、質問の中身が分からないから、答弁ができないということだ。それはどういうことかと言うと、会計士、弁護士に杉村議員が、どういう問いで答えを導き出したかということをしていただければ、町長は答弁できる。</p>
	船木議長	<p>そういうことも含めて、良いか悪いかという判断を実は私もした。 その辺のことから、話をして。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>どこから話をさせていただいたらよいか分からないが、杉村議員は昨年の決算審査のときから、専門家にも尋ねて町が間違つているという主張で言つて来られて、一貫して思つている。 副議長が言われたように、当初は町が間違つているという前提だったが、今はどちらかが間違つていると変わつているのかなと私も感じた。その後ずっと彼はこの問題を引きずつ</p>

		<p>ている。一時期この決算認定の本会議に、参考人を呼べないかという問い合わせもあった。参考人を呼ぶためには、動議を上げて1人以上の賛成者がいるとか、あらかじめ議長に申し出をして議長の許可を得るとか、議長の許可を得るにしても、どういう人を呼ぶのか、それは1人だけでよいのか、杉村議員が言われる人だけでよいのか、反対意見の人も判断によっては必要だろうし、そういったことも説明しながら回答させてもらった。そしたら、それはやめようということになったようだ。</p> <p>その次に来たのが、先ほど言われた菜の花法律事務所に彼が依頼をして、鑑定意見書を受け取ったと。それをこの本会議の今の質疑の時間に、皆さんに見てもらおうことができないかを議長にお願いできないかということで問い合わせがあり、あらかじめ議長にその書類を見てもらって、議長が判断をすることになると。</p> <p>9 ページまでであるが、この後ろに杉村議員が弁護士に提出した一連の書類というか、町の決算書や予算書、道の駅と出資をする際に交わした文書を開示請求した文書の写、道の駅の決算書等、ずっとあるみたいだ。結構分厚い写が付いていたみたいだが、私はもらってないので分からない。中をきちんと判読できないが、おおむね町が道の駅に対して出資する際に、外部資本として受ける場合と、内部資本として受ける場合があるとのことだ。内部資本の場合は、募集株式の発行ということになって、それもいろいろなパターンがあり、どれに該当するか検証している書類だ。</p> <p>杉村議員が言われるような、道の駅が資本に挙げられるような証拠書類が見当たらないということだ。</p>
	榎本町長	町が債権に整理せよという意味か。
	鈴木議会事務局長	<p>最終的には、それに当たると認めるべきであるとの結論が書かれている。</p> <p>けさ議長には、これを見ていただいた。この議論は、昨年度のこの処理については、議会としても結論を出して認めている。それを結論を出す上で、議会が初めて知った事実ではなく変わらないので、この議論は終わっていると思っている。杉村議員が同じ主張を続けるのであれば、堂々巡りになるので、打ち切りしてもらった方がよいのではという気もする。</p>
	船木議長	杉村議員の文書だが、法律に基づいて結論を出しているわけだが、私が読んでみて、政策とか政治的配慮とか、町民のためにこうするか、みんなのためにこういう措置をしたいんだということで、執行部が議会に相談して議会もよしとして認めてきているものだ。そういうものを法律上比べてみれ

		<p>ば、どちらかが間違っていて、出資にするなら道の駅も資本に受け入れ、道の駅が長期債務で持っているなら債権で受けよという結論だ。道の駅は第三セクターで、町が主体の出資者でもあるが、そう言っても、道の駅の業績向上や力を付けたりする中での1つの出来事だ。それを間違っているとかなんとかということ、果たして町民にとって、役場にとって良いことなのかと私が判断して、こういうものはみんなに配る必要がないと蹴った。</p> <p>だから、克美議員が言われるように、これを配って見てもらうのがよいみたいなことは、かえって混乱を招く。</p>
	柳副議長	<p>配れという意味ではなくて、克美議員が言われているのは、あなたはどういう問いで、どういう誘導をしたのかということだ。言葉は悪いが、会計士に対して、町にとって悪い結果をくれというような口調で言っていないかと、議長に質していただいて、質疑という形になると町長も答弁できる。</p> <p>それで、もう質疑に入っているので、町長も覚悟されてきょうやるならやらないと、私が心配するのは、また機関紙などに書かれると町民が悩む。</p> <p>初回から言われたが、町が怪しい動きを出しているというようなことも含めて、すべて誘導策が展開されている。</p>
	榎本町長	怪しい動きとは何か。
	柳副議長	<p>むし隠す体制だ。ああいうことも含めて彼は戦略の中に入れている中で、さらにまたこのことを出す。一番は町民が悩まれるし、道の駅の職員も本当に健全な状態で運営ができるかと言ったら、それもバツが付くと思うし、ここまで入ってしまったら、とことんまで行かれないといけないと思う。</p> <p>克美議員が言われるように、どういった思いで、この会計士にどのように説明して回答をもらったかということで、文書を配る必要はないと思う。</p>
	船木議長	<p>だから、彼は発言にもあるように、町が出資で出しているのは間違いだと思うので、どちらかが間違っているということから推測して、町は間違っているから債権に持っていけという主張なので、それは町は出資として出して、道の駅を育てるとかそういう意味も含めて出資で出しているだろうと私は認識している。400万円出したことについては。町長はどんな気持ちか知らないが、私は審議したときは、最終的には返ってこない400万円になっても仕方ないという覚悟で賛同している。皆さんはどういう思いだったか分からないけど。</p>
	柳副議長	<p>我々議会としては、すべてを精査する中で、1つずつ確認した中での議決をしている。町の発展とかは抜きにして、1つずつを確認した中での議決だ。</p>

		<p>ただ、杉村議員は間違いなくスタンスを変えたということは、やばいという思いがあるのだろう。どちらかが正しいという形になった。最初は、町が間違っているという言い方だった。克美議員が言われるように、どういう目的を持ってこれを会計士に頼んだか、そしてこの回答をもらうためにどういうことを言ったのか、改めて発言してもらえば、町長も答弁できると思う。</p> <p>克美議員の指摘が先決な部分だと思う。議長の権限で十分可能だと思う。</p>
	船木議長	委員長、克美議員を呼んでもう一回意見を聞いてみる。
	芝岡委員長	さっき言われたとおりで、皆さん分かっていると思う。
	澤委員	克美議員の件は分かっている。議長権限でどういう問いかけがあったかということだ。
	芝岡委員長	どのように回答を引き出したかということ、議長が議場で杉村議員に聞いていただければよいと思う。
	船木議長	私はよい具合に聞こえない。もう一回克美議員がどういうことを・・・。
	澤委員	直接聞かれたほうがいいわ。
	芝岡委員長	では、来ていただくか。
	船木議長	杉村議員が持って来た書類を克美議員も知っていて、それをみんなに配るのがいいではないかみたいな聞き方しか私は知らない。
	柳副議長	そういうことではなくて、議長権限で杉村議員に、要は答弁できる質疑にしてくれということだ。その確認ができればよいと思う。
	船木議長	克美議員を呼ぼう。呼んで、克美議員からはっきりと私は聞きたい。
休憩 再開	芝岡委員長	<p>休憩する。</p> <p>15時19分 休憩</p> <p>※田中克美議員、入室</p> <p>再開する。</p> <p>15時20分 再開</p>
	芝岡委員長	お呼びたてしたが、先ほど休憩中に議場で言われたことをよく議長が聞こえておられなかったみたいで、もう一度言われたことを確認したいとおっしゃっておられる。
	田中克美議員	あそこで言ったのは、町長はもっとわかるように言ってくれということだ。それで私が言ったのは、議事を進行するために、要するに答えられるように、彼は公認会計士と弁護士にそれぞれもらった回答を紹介した。そういう質疑をしたわけだが、あの回答を得るのにどういう質問をしたかということだ。どういう問いをしたか披瀝してくださいということを、

		議長の議事進行の権限として、補足説明をしてくださいという話を、議長権限で彼に求めることをすれば、答えとるだ答えてないだという話より前に戻るわけだ。それを提案した。
	船木議長	そういうことか。
	田中克美議員	町長も言われたが、皆さんが思っている。あなたの問い方によって、専門家の答えが違ってくると何回も彼に言うが、わからない。どういう問いをしたかも言わない。今まで一切。
	榎本町長	察せられるのは、町の決算書を持って行く、道の駅の決算書は、彼は株主だから見る機会はある。そこで確認を取っている。
	船木議長	持って出ている資料が 10 以上ある。
	榎本町長	何を持って出ているのか。
	鈴木議会事務局長	平成 28 年 10 月 12 付公文書開示通知書、道の駅出資金申込書、出資金引受承諾書について、道の駅出資金の支払いについて、払込証明書、道の駅に係る決算に関する書類、事業計画、貸借対照表、平成 28 年度事業報告書・・・。
	榎本町長	わかった。 議事録の類は持って出てないのか。
	鈴木議会事務局長	全協記録がある。
	榎本町長	いつのか。 議事録の類が本会議、委員会、全協が全部出ているのか。
	鈴木議会事務局長	町の平成 27 年度予算説明書、決算附属書類、平成 28 年第 7 回定例会・・・。
	船木議長	何だ局長、よくわからん。書いたものをだだっと読めばいいがな。
	鈴木議会事務局長	平成 28 年第 7 回岩美町議会定例会会議録、いわみ道の駅に係る第 3 期定時株主総会次第・・・。
	船木議長	そういう書類を持って出て判断してもらったということだが、弁護士だから依頼者の不利になるような発言はない。
	鈴木議会事務局長	鑑定依頼事項というのがあって、岩美町が（株）いわみ道の駅に出資名目で支出した金 400 万円について、地方自治法上の債権、同法第 240 条第 1 項または出資による権利、同法第 238 条第 1 項第 7 号のいずれに当たると認めるべきかということに依頼している。 結論としては、岩美町が（株）いわみ道の駅に出資名目で支出した金 400 万円は、地方自治法上の債権、同法第 240 条第 1 項に当たると認めるべきであると結論が出ている。
	田中克美議員	誰が出した結論か。
	鈴木議会事務局長	菜の花法律事務所だ。
	船木議長	今言ったのが結論か。 その前に、道の駅の経理の状況を見るとみたいな発言はな

		かったか。
	鈴木議会事務局長	結論を出すに当たる理由というのが書いてある。
	船木議長	理由について、道の駅はそう処理しているので、当然町は出資ではなく債権に挙げるのが妥当という・・・。
	田中克美議員	それは、道の駅の扱いを前提としている話だ。 だからそういう質問をすれば、当然あのような回答が出てくる。
	船木議長	いや、そういう質問ではない。出た書類等から推測して・・・。
	田中克美議員	いや、何も言っていないということはない。 彼は去年の決算のときに、道の駅の貸借対照表はこうなっているというところから出発している。どちらかが間違っているという話ではなくて。道の駅が正しいという言い方はしたが、出発はそこだ。 我々がなぜ認めたかということ、400万円の買参権の資金がないと。この権利を取得するために、町がこれを出そうと。出し方は町の判断だ。債権にするか、やるか。それは町の判断だ。弁護士が決めるわけではなく、道の駅も決める権限はない。町が決めればよい話だ。それを出資として出そうとなっている。問題はその時に、道の駅の貸借対照表で食い違ったものが出せるか、出せないかということだ。これができるか、できないかだ。そうやって問えばよい。私ならそのように問う。 普通だったら合うのが通常だが、これは、受けた道の駅の方がこういう処理をしているができないだろうかと、これは違法なことかという聞き方をすればよい。多分監査法人は、それを見ていてできるだろうということだ。法的に違法でないということだ。 実は簡単な話だ。出発点が間違っているから、あのような議論になる。
	柳副議長	軸足を道の駅に置いているからだ。
	田中克美議員	そうだ。
	船木議長	自分の主張を通そうと思っているからだ。
	田中克美議員	自分の主張を固めるために、証拠固めのためばかりしているから、ますます見えないようになっている。
	船木議長	委員長、再開したら今まで杉村議員が質疑で述べてきたことも踏まえて、このままだと執行部が答弁できないので、あなたが今まで述べてきたこと、法律事務所に資料を持って行って、尋ねるときにどういう尋ね方をしたか・・・。
	田中克美議員	何だって尋ねたかを聞けばよい。公認会計士と弁護士に、何だって尋ねたかということだ。「尋ねたセリフを教えてください」と言えばよい。

		それは前提に、町の会計の監査法人は正解だと言っているし、杉村議員が尋ねた公認会計士と弁護士は、町が間違っているとやっている。食い違っている。これは問い方によって、当然違ってくる。だから、何だっけ尋ねたのか、そこを明快にしてもらわないといけない。
	船木議長	私は言わないと思うけど。
	田中克美議員	言わなければ質疑を打ち切れればよい。
	船木議長	という話だな。
	田中克美議員	際限がない。 前に進むために、聞いている者が分かる、しかもこの議論を何のために、誰のためにしているのかということが、基本的に明確でないといけない。明確でなければならぬことを脇に置いて、議会の審議にふさわしくないから、あなたが言わなかったら質疑を打ち切ると、議長権限で。それくらい言ってもよいと思う。
	船木議長	では、そういうことで。
		※田中克美議員、退室 (15:35)
	長戸総務課長	単純な疑問として、28年度の決算の質疑という中で、内容は27年度の、27年度を受けて28年度があるかもわからないが、来年もまた同じ議論でされて、堂々巡りになってくると思う。そもそも質疑そのものがなじむのかということがある。去年の段階で、違いを踏まえた上で、議会として了としていただいたという事実行がある中で、彼は違うんだということをおっしゃっている。一旦結論が出たということにしていたかかないと、決算の場でまた去年の話をとというのは、なじまないような気がする。
	船木議長	それは今年度で終わりだ。
	榎本町長	終わりだが、今総務課長が言う論法で、最初からパシヤンとされないように弁護士の書面を持って来ている。 もう一つ考えなければならないのは、我々は修正をするということは100パーセントあり得ない。なぜかと言うと、議会の承認に瑕疵を犯させたとするわけにはいかない。平行線であっても、本件は決算でどうこうということと、取り上げないということは約束していただかなくてはならない。
	船木議長	それはもう。 ことし結論を出して、来年からは持って来てもピシヤンと切れればよい。
	柳副議長	結論は出ているが、彼の論法は毎回言うと思う。出資金が債権になるまで。
	船木議長	質疑を受け付けずに。
	鈴木議会事務局長	議長が杉村議員に、どういう言い方で公認会計士に尋ねた

		かと求めたときに、彼が意見書をもし皆さんに見てもらいたいと言ったら、どうやって断るのか。
	柳副議長	見なくてもよい。 克美議員がさっき言われていたのは、我田引水型の問いをしていないかということだ。どういう問いをしたかを尋ねるだけでよい。
	船木議長	それを言ったって、まともに答えるわけがない。そう言われるなら、弁護士から来た文書があるから、これを皆さんに配っていただけないかという話になる。
	柳副議長	それは、「私の指導に対しての答えができないなら、以上をもって質疑は打ち切る」とやっていただきたい。 要は、これが出てきたもとの彼の思いを言ってもらわないといけないということだ。
閉会	芝岡委員長	では、そのようにお願いします。 以上で終わる。 *起立、礼 15時40分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会運営委員長